

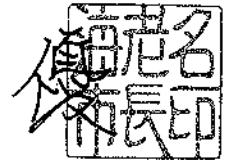


海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 **7** 月**30** 日

海老名市長

内 野



## 海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成２８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

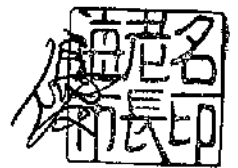


海老名市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 30 日

海老名市長

内 野



海老名市規則第 31 号

## 海老名市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市国民健康保険条例施行規則（昭和49年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「出産育児一時金支給申請書に個人番号カード又は資格確認書を添えて市長に」を「被保険者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、資格確認書その他の当該被保険者であることを確認できる書類を市長に提示するとともに、出産育児一時金支給申請書を」に改める。

第10条中「葬祭費支給申請書に個人番号カード又は資格確認書を添えて市長に」を「被保険者の個人番号カード、資格確認書その他の当該被保険者であることを確認できる書類を市長に提示するとともに、葬祭費支給申請書を」に改める。

第10条の2中「被保険者の属する世帯の」を削る。

第11条第1項中「国民健康保険高額療養費支給申請書に証拠書類及び個人番号カード又は資格確認書を添えて市長に」を「個人番号カード、資格確認書その他の被保険者であることを確認できる書類を市長に提示するとともに、国民健康保険高額療養費支給申請書を」に改め、同条第2項中「規定による」の次に「提示又は」を加える。

第15条第2項中「当該被保険者の」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。